

長 建 協 発 第529 号
平成22年 3月31日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略 】

長崎県暴力追放運動推進センターによる相談対応要領について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例」に係る相談については、別添要領にて対応する旨、(財)長崎県暴力追放運動推進センター並びに長崎県警察本部刑事部組織犯罪対策課より連絡がまいっておりますので、お知らせ申し上げます。

なお、会員企業からの相談は、本会を通じて(財)長崎県暴力追放運動推進センターに行うこととなりますが、本年4月1日より県警OBの方に本会の相談員になっていただいておりますので、速やかな回答が出来るようにしておりますので、気になる事案等がございましたら、本部事務局へご一報下さるようお願い申し上げます。

追って、建設業者が条例に定められた責務を果たすための県の支援については、条例施行規則に定められておりますため、参考資料として、「同条例施行規則」「同条例説明内容」「同条例の概要」を添付しておりますのでご参照願いますことを申し添えます。